
障害者支援施設オークスヴィレッジ 平成31年度事業計画書

はじめに

1. 実施事業の概要
2. 利用者への生活支援の概要
3. 運営管理について
4. 利用者への重点支援内容(生活・余暇・作業班)
5. 保健衛生支援
6. 食生活・栄養の管理
7. 人材育成と働き甲斐のある職場づくり
 - 7-1 職員の研修、会議
 - 7-2 各種委員会の設置
 - 7-3 会議の定期的な実施による意識の共有化
8. 職場の安全衛生
9. 防災・災害計画
10. 施設の整備等の計画について
11. 地域との関係・促進
12. 年間計画表

オークスヴィレッヂの運営理念

一．私たちは、利用者の方の生きる力を尊重して、すべての方が笑顔で安心して暮らせる施設づくりを不可欠いたします。

一．私たちは、画一的な支援サービスに陥らず、一人ひとりの個別的なニーズを的確に把握して迅速に対応いたします。

一．私たちは、おいしい食事、楽しい食事をして、栄養バランスに配慮した食事を創造いたします。

一．私たちは、職員の全てが働く喜び、誇りを持ち自己啓発に励み、自らの成長の努力を惜しみません。

一．私たちは、法令基準等のコンプライアンスを基本として常に組織運営の見直しを実践します。

私たちの目指すべき支援者の在り方

一．支援者として利用者にさせてはならない3つの誓いを守ります。

・ 悲しい思い ・ 悔しい思い ・ 情けない思い

一．プロとしての責任・自覚をもつ。

一．客観性、根拠のある支援をする。

一．研鑽に励み常に最新の専門知識、時代にあった感覚をもつ。

一．すぐやる、すぐ働く。(早期発見、早期対応。)

一．常に現状に疑問をもち、最善の支援を考え実行し続けます。

一．互いの存在を尊重し、他人の幸せを願う心をもつ。

障害者支援施設オークスヴィレッヂ 平成 31 年度事業計画書

はじめに

平成 31 年度事業においては、昨年以上に、社会福祉法人の公益性、社会福祉施設の役割、障害者支援施設の地域での位置づけの再確認、基本的人権を尊重した利用者一人ひとりのその人らしい生活の支援、個人の尊厳を重視した個別支援の実現を図るため、その質の向上に努めてまいります。

また、本年 4 月より「働き方改革法」が順次施行されてまいります。当施設においても、法改正に対応した労務管理を進めてまいります。なお、全産業において労働力不足が問題となる将来に備え、当施設は福祉のイメージを払拭するための積み重ねと労働環境の改善、施設のブランディングを念頭に運営してまいります。

1. 実施事業の概要

●障害者支援施設の経営(施設入所支援) 第1種社会福祉事業

施設入所支援は、施設に入所するご利用者の夜間帯において、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な支援を行う。また、相談、助言等のほか、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療育上の支援を行う。ご利用者の有する能力に応じ、充実した日常生活を営むことができるよう努める。

●障害福祉サービス(生活介護) 第2種社会福祉事業

A D L の低下や自閉症等に起因する行動障害など、身体・精神面で常時介護を必要とするご利用者に対し、安全で豊かな日常生活を営むことができるよう、個々のご利用者に十分配慮した支援を行う。また、創作活動や生産活動の機会の提供、外出や行事、レクリエーション等の参加など日中活動の充実を図る。

●短期入所 第2種社会福祉事業

居宅において、その介護を行なう者の疾病その他の理由により、短期間等の入所を必要とする障害者等につき、短期間等入所させ、入浴、排せつまたは食事の介護その他必要な支援を行なう。

●地域生活支援事業(日中一時支援事業) 公益事業

障害者等の家族の就労支援、および、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害者等へ日中における活動の場を提供し、見守り、社会

適応訓練等を行なう。

※日中一時支援事業は次の市区町村と契約を締結。

ひたちなか市、水戸市、那珂市、東海村、日立市、常陸大宮市、潮来市。

●特定相談支援事業所 第2種社会福祉事業

基本相談支援と計画相談支援を行い、支援が必要な障害のある方やご家族が、面談やアセスメントを通して、一人ひとりのニーズや状況に合わせた「サービス等利用計画」を作成します。その後は定期的にサービスの利用状況などモニタリングを行い必要に応じ「サービス等利用計画」の変更・修正を行う。

2. 利用者への生活支援の概要

●基本的支援

- ① 食事、洗濯及び掃除の介助
- ② 食事、排せつ及び入浴の介助
- ③ 生活等に関する相談及び援助
- ④ 創作活動、生産活動の提供
- ⑤ 身体機能、生活能力の維持向上に必要な援助

●生活支援

- ① 寝具等の管理・・・シーツ交換、布団乾燥
- ② 衣類の管理・・・洗濯、個別管理
- ③ 入浴介助・・・日中入浴(一日おき男女交代制)
- ④ 排せつ等介助・・・見守り・付添い、拭取り、洗体、下着等の取替
- ⑤ 食事の介助・・・摂取見守り及び介助
- ⑥ 服装の介助・・・着用、身だしなみアドバイス及び介助
- ⑦ 美容及び理容・・・定期有料散髪

●生活情報の提供

- ① 活動日程、行事、食事メニュー、勤務配置等の掲示
- ② 新聞、雑誌等の購入

3. 運営管理について

障害者総合支援法をはじめ、その他関連福祉法令、労働基準関係法令の遵守および、適正運用を基軸として、事業の適正・適切な運営のもと、利用者の最善の利益と、職員のより良い労働環境を追求する。

また、働き方改革法に十分に対応していくとともに、職員の介護や育児、高齢化

等、様々なライフイベント等の変化にも対応していけるよう体制を整えていく。

4. 利用者への重点支援内容(生活・余暇・作業班)

- ① 施設外支援の充実をはかる(積極的に地域に出る意識をもつ)。
→昼食外出、おやつ外出など小グループにて短時間の外出を計画し、余暇の充実をはかる。
- ② レクリエーションメニューの充実を図り、利用者が自発的に参加する機会を提供し、楽しみと潤いのある生活を見出していけるよう努める。また、社会的な活動への動機付けになるよう支援する。
→クラブ活動の実施。料理クラブ、スポーツクラブ、手芸クラブ、学習クラブ等を創設し利用者の方にレクリエーションの時間を提供する。
→施設主催の秋祭りや地域行事への積極的な参加により、社会生活地域交流の幅を広げる。また、各種ボランティアの要請を行い、地域における障害者への理解を深める。
→市社協等を通し、発表団体等に来園してもらい余暇の充実をはかる。
→ご利用者にあった活動を見出しつつ、能力に応じた支援を行い、学習や活動への意欲を大切に自立心を養う。
→多岐にわたる作業内容を計画し利用者の個別ニーズに応える。
- ③ ご利用者の高齢化による身体機能の低下や重度・重複化は、日常の活動や作業能率等に表れていますので、支援内容やグループ編成を工夫とともに活動環境の改善に努めます。

また、高齢の障害者にとっては、機能維持や回復、積極的に参加できるプログラムについて、これまでの支援内容に拘らず検討していきます。

5. 保健衛生支援

入所者の高齢化、重度化に伴い、健康管理は最優先であり、定期検診、種々の検査を実施する。

感染性疾患については、第1に予防、第2にまん延を防ぐ対策に重点をおく。また個々の状態を考慮した上での体力維持増進支援を行う。

なお、非常時に職員が速やかに救急救命措置が出来るよう、全職員を対象にAED(自動体外式除細動器)を用いた心肺蘇生法講習を実施する。

施設嘱託医と相談し、利用者においては健康維持、予防、早期発見の観点から通

常行う健康診断に、追加できる項目を検討する。

また、職員においても福利厚生観点から施設嘱託医と相談し、健康診断に追加できる項目を検討する。

平成29年度より、

→ 腎機能の検査項目を追加(尿素窒素、クレアチニン、尿酸)※定期検診に追加

→ 胃がん検査を追加(ヘリコバクター・ピロリ菌検査)※40歳以上、5年毎

① 疾病の早期発見・早期治療

年2回の健康診断・検診を行い、早期発見に努め、要精検者は確実に受診し結果を随時ご家族へ報告する。

・ いばらき診療所嘱託医師による健康相談 月一回

② 治療・看護の継続

通院の必要なお利用者は適切に受診できるよう支援し、主治医の指示を受けたのちには、治療が円滑にすすむよう日常生活の改善を図り看護する。

服薬しているご利用者について、内服薬・外用薬ともに医務室にて保管し適宜配薬を支援する。副作用の観察を行い異常時には速やかに主治医へ報告を行い適切な指示を受け対応する。

③ 健康の維持増進

ご利用者が現在の健康状態を維持し、身体機能の低下を防ぎ、快適に過せる生活環境を提供する。

→各種行事（スポーツ大会、レクリエーション）、ラジオ体操の推進、居住棟の湿度・温度調節、換気・採光への配慮を行う。

④ 体重管理

月1回の体重測定を行い、健康管理を行う。

⑤ 感染症の予防

職員・ご利用者ともに手洗いうがいの徹底をし、感染症の予防を行う。感染症対策委員会において、その都度予防対策を話し合い、その啓蒙に努める。

→インフルエンザワクチン（希望者） 年1回

→県で毎週発表される感染症流行情報より情報を把握し、適時に的確に迅速に対応する。

6. 食生活・栄養の管理

食事は、ご利用者にとって毎日の楽しみの一つである。食事の楽しさを感じていただき、穏やかな時間を過ごせるようにするために、栄養面での配慮はもちろんの

こと、個々の嗜好や身体状況に配慮し、食材も旬のものを取り入れ、季節感のある献立にする。

また、個々に適した食事（肥満予防食、刻み食、魚の骨抜き、粥、栄養ケア食品、とろみ付け等）を提供して、生活習慣病の予防と加齢に伴う低栄養、誤嚥を防ぐ配慮をする。

給食運営会議（施設長・補佐、サビ管、調理師、栄養士、主任支援員）にて見直しを行う。

目 的

- ① 年齢や性別、活動量を考慮し、栄養のバランスのとれた食事を提供する。
- ② 毎日の食事を通して、正しい食習慣が身につくよう助言及び支援する。
- ③ 栄養と運動の効果を教え、健康的な体づくりを目指す。
- ④ 糖尿病や高脂血症等の生活習慣病予防を心がけるよう助言及び支援する。
- ⑤ カロリー制限、塩分制限のある方や嚥下困難の方などには、個々の症状に合わせた献立を考え対応策を講じる。

献 立

- ① 日本人の食事摂取基準より、年齢、性別、生活活動強度を考慮し、施設としての適切な栄養所要量、食糧構成を設定する。
- ② 献立の内容は偏らず、家庭的な料理を取り入れるよう配慮する。
- ③ 季節感や地元農産物を利用した献立づくりを心がける。
- ④ 選択メニュー、お楽しみメニューを実施

嗜好調査

- ① 個人の嗜好を把握するため、聞き取り、観察、アンケート方式により嗜好調査を実施する。
- ② 毎食毎の残菜量を計量し、嗜好や適量の調査を行い献立作成に活用する。

適温給食

温かいものは温かく、冷たいものは冷たいまま、おいしい状態で食べていただけるよう盛り付け時間の調整を行い、適温給食に努力する。また、食欲をそそるような盛り付け、食器の使い方などにも工夫していく。

→効率と質の追及

・昨年度より修正をかけてきた年間献立をもとに、今年度も昨年同様の献立を使用し、

料理の質の担保と向上、発注業務の効率化、献立に対する食材使用量の適正化を図る。年間を通してみることで、献立の組み合わせのムラや偏りを無くす。

- ・調理者によって、出来上がりが左右されないよう調理方法の統一化をはかる。
- ・毎食時、献立を写真に残すことで彩り、量、見た目などを記録することで、具体的な改善をはかる。

→コストおよび発注管理業務の軽減に向けた取組み

- ・常時頻回に利用が見込まれる調味料等に関しては、オンラインショップ等を利用し、コストの削減及び在庫管理、発注業務の負担軽減を図っていく。

7. 人材育成と働き甲斐のある職場づくり

近年、過重労働、過労死の問題、ブラック企業、育児、介護離職等の問題がクローズアップされている。

また、バブル期以来の売り手市場と言われる反面、労働力不足の問題は全産業における問題ともなっており、特に、介護の分野においてはイメージの刷新がいまだできておらず慢性的な人手不足感が否めない。

こういった背景のなか、当施設においても働く人を大切にする。持続可能な社会福祉法人、長く働くことのできる施設を実現する為にも、労働法規遵守の徹底、法、制度の積極運用は当然みなければならない事項ととらえる。

また、平成31年4月より段階的にスタートを切った「働き方改革」を積極的に推し進め、国の改革の枠にとどまらず労働環境改善につとめ、施設のブランディングを図り、今後予想される人材難に準備を進めてまいりたい。また、リフレッシュ休暇を活用し長期休暇取得の後押しに努める。

加えて、当施設としては、制度の人員配置数にとらわれることなく、余裕のある人員配置により利用者の方へのきめ細やかな支援の実現と、利用者にとっても、職員にとってもゆとりのある支援体制で運営してまいりたいと考えております。

次に、職員教育に関しては、外部研修に積極的に派遣し、また、職員の自主的な取り組みによる自己啓発や資格取得を推奨していきます。施設内においてはOJT研修を実施し、充実をはかります。

さらには、各職員の自由な発想と創意工夫が、よりよい支援となって実る職場環境を目指します。

7-1 職員の研修、会議

- ・年間研修計画に基づき内部研修および、外部研修を実施してまいります。
- ・昨年度に引き続き研修委員が中心となり、職場内自主研修を計画する。また、業務の標準化を目標に様々な支援の場面(着脱、入浴、食事、作業活動等)を例に細かな改善をはかっていく。
- ・今年度も引き続き県内外施設の視察研修を重点的に行い、職員個々が当施設の現状把握と課題を考える機会とする。
- ・社会福祉協議会、心身障害者福祉協会主催の研修会の活動には出来るだけ多くの職員が参加し、知識、支援技術の習得に努める。職員の自己啓発を目的として、福祉関係の資格取得に際しては、シフト調整など積極的なバックアップ体制をとる。
研修会後には、会議等で研修報告などを常に行い、職員の意識改革や働く意欲の増進、ご利用者サービスの質向上に努める。
- ・一昨年より、心身障害者福祉協会が主催する強度行動障害研修の運営に、当施設職員が携わっているので、その成果を施設内研修にフィードバックしていく。
- ・保護者会のご協力を得て「親の思い、家族の思いや声を聴く」研修を実施する。
- ・保護者向けに地域の研修や講座の案内など情報提供をしていく。また、今年度は「成年後見制度について」市社協の協力を得て実施する。
- ・他事業所と連携を図り、人材、設備、環境等の資源有効的に活用する。本年度はオックス東海で実施されている施設内研修に当施設職員も積極的に参加する。

平成 31 年度 自主研修計画

研修名及び研修内容	参加職種	備考
パソコン基本スキル研修	新採職員、希望者	
接遇研修	新採職員、希望者	
安全衛生教育	全職員	
救急救命講習(AEDを含む)	〃	
支援者の基本姿勢について	支援員	
障害の理解	〃	
知的障害の理解	〃	
衛生講習会	〃	
高齢者の身体的特徴、 自閉症、統合失調症 ダウン症について	〃	
障害者虐待防止法について	〃	
厨房機器の正しい使い方	栄養士、調理師	
食事形態の基礎知識	〃	

平成 31 年度 外部研修計画

研修名及び研修内容	日程	参加職種
障害児者施設等新任職員研修	4/	主に新任の支援員
リスクマネジメント研修 A	5/	指導的職員等
臨床死生心理学	5/	中堅の支援員
接遇マナー研修(リーダー向け)	6/	指導的職員等
メンタルタフネス研修(初級)	5/,6/,9/	指導的職員等
メンタルタフネス研修(中級)	6/,9/	〃
接遇マナー研修	6/	主に新任の支援員
ロジカルコミュニケーション研修	6/	支援員
クレーム対応力強化研修 A	7/,	中堅の支援員
メンタルタフネス	7/,8/,10/	支援員
業務改善手法入門研修	7/,	指導的職員等
チームビルディング研修	8/	指導的職員等
記録の書き方研修	8/	支援員
中堅職員研修	8/	中堅の支援員
アングーマネジメント研修	9/	指導的職員等
ハラスメント研修	9/	支援員
組織マネジメント研修	9/	管理者等
リスクマネジメント研修	9/	中堅の支援員
自己肯定感を高める研修	11/	支援員
面接とコーチング研修	11/	指導的職員等
クレーム対応力強化研修	12/	中堅の支援員
大人の発達障害研修	12/	支援員
労務管理とコンプライアンス	12/	管理者等
認知症の心理と行動学	1/	支援員
メンタルヘルスケア	未定	支援員
社会福祉施設等看護職員研修	未定	看護職員
社会福祉施設等給食担当職員研修	未定	栄養士、調理師等

7-2 各種委員会の設置

定期的に、各種委員会においてマニュアルの見直しを随時行っていく。また、検討事案等が生じたときには該当する委員会で検討することとする。

- ・入所判定委員会(入所利用者、短期入所利用者、日中一時利用者)
- ・感染・安全対策委員会 (危機管理マニュアル、誤嚥の対応マニュアル、ノロウイルス感染対策マニュアル)

- ・ 防火・防災委員会（火災発生時対応マニュアル、原子力災害マニュアル、）
- ・ 防犯委員会（防犯マニュアル）
- ・ 安全衛生委員会（安全衛生マニュアル）

7-3 会議の定期的な実施による意識の共有化

各種会議において、職員の意見や報告、業務の課題などが共有し組織の円滑な運営を推進します。

- ・ 給食会議（施設長・補佐、サビ管、栄養士、調理師、主任支援員）1/2W
- ・ 支援会議(施設長・補佐、サビ管、主任支援員、各班長) (1/1M)
- ・ 主任会議(施設長・補佐、サビ管、主任支援員)随時
- ・ 医務会議(施設長・補佐、サビ管、看護師、主任支援員)

平成 31 年度 関係会議開催計画

名称	進行担当	時期	参加者及び会議事項
職員全体会議	支援員	月 1 回	職員全員 全体に周知を予定する事項及び、行事に関する事
朝のミーティング	夜勤明け	毎 朝 8：40 ～約 50 分	施設長、サビ管、支援員 引き継ぎ及び業務連絡
個別支援計画設定会議	支援員	3,9,2 月	関係者 個別支援プログラムの改訂及び評価に関する事
個別支援計画 検討会議	支援員	随 時	関係者 処遇の全般に関わる事及び、 家庭の要望、食事制限等
献立・給食会議	栄養士	月 2 回	栄、調、主任支、サビ、施設長 休職・献立の検討に関する事
支援会議	支援員	月 1 回	施設長、サビ管、主任、班の代表者 作業全般の検討に関する事
行事計画会議	担当主任	随 時	担当者、施設長、サビ管、主任支 援員 行事の企画に関する事
感染安全対策委員会	委員長	随 時	感染安全対策に関する事
防火・防災・防犯委員会	委員長	随 時	防火・防災・防犯対策に関する事

入所判定委員会	委員長	随時	利用者の入所に関すること
安全衛生委員会	委員長	随時	職場の安全衛生に関すること
研修委員会	委員長	随時	職場内研修に関すること

8. 職場の安全衛生

近年、労働災害による死傷者数は、全産業では減少傾向にありますが、社会福祉施設(老人介護施設、保育施設、障害者施設)における死傷者数は年々増加していると言われております。このような状況を鑑み、当施設において、安全衛生作業マニュアルを活用し、安全衛生教育および、職員の受傷事故防止に役立てていこうと考えております。

特に、利用者の方の介護に携わる支援員においては、マニュアルを理解し、事故の発生しやすい場面の理解と想定、その際の対応を常に念頭に置くことで、業務中のケガや事故の発生防止に役立てばと考えております。

また、委員会を中心として職場環境の安全性について、常に検証し必要な対策をはかります。

9. 防災・災害計画

自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、地域特性に応じ常に、各種災害の防止に努め、災害や火災を想定し、毎月1回の避難訓練、年1回総合避難訓練を行い、消火器の実施訓練と指導を消防署職員より受ける。

また、地震、火災、風水害を想定した「災害マニュアル」、原子力災害を想定した「原子力災害マニュアル」を活用し、今後、火災による避難訓練ばかりではなく、これらマニュアルを活用した訓練等を実施する。

10. 施設の整備等の計画について

施設建物の残りの使用年数を15～20年と設定し、残りの期間を見越したうえでの大規模な修繕、費用対効果を考え修繕すべきものについては、今年度を目途に実施する。

また、利用者の高齢化、心身機能の低下に対応するため建物の修繕、必要備品の購入を行う。

- ① 経年劣化等により美観を損ねる備品等の更新
- ② 利用者居住空間を施設的なものから、家庭的で明るい空間づくりをする。
- ③ 洗面台へ温水設備の設置
- ④ 男子棟廊下手すりの整備
- ⑤ 居室扉の取替および改修
- ⑥ 作業物品の充実
- ⑦ 施設敷地入口の雨水排水工事
- ⑧ ヒヤリハット、事故報告書の頻度に基づき危険個所の改善。段差の解消等

11. 地域との関係・促進

地域との結びつきを重視し市町村、他事業所との連携はもちろんのこと地域住民との協力や、地域の社会的資源の活用に努める。

職員が地域の各種会に所属することや、近隣施設と積極的に関わりをもつことで、職員の研鑽の場や利用者の活動の場を広げる。

また、事業者間で情報交換を密に取れる関係性の構築とともに、地域の新たな福祉ニーズの拾い出しを図っていく。

- ・ ひたちなか・那珂・大洗・東海地域精神保健福祉関係団体連絡協議会
- ・ 社会福祉施設経営青年会
- ・ ひたちなか市社会福祉協議会評議員会
- ・ ひたちなか市障害者介護給付等審査会
- ・ 県北7施設勉強会
- ・ 福祉の店うぐいすの杜

平成 31 年度 年間計画表

月日	内容	支援員役員	保護者の役員	備考
4月		非公表		
初旬	お花見外出			お花見をしながらおやつを食べる。
	お花見弁当			
20(土)	親の会総会 9:30～			各担当で面談あり。
5月				
25(土)	春の運動会			参加:利用者、父兄、職員
	スポーツの集い			
6月				
	希望外出			各班で日帰りハイキング
	お楽しみ食事会			
	大掃除			参加:利用者、職員
7月				
	創立記念日			
	お楽しみ食事会			
20(土)	夏のいこい			参加:利用者、父兄、職員
8月				
	お楽しみ食事会			
9月				
	お楽しみ食事会			
9月末	日帰り旅行			参加：利用者、職員 3グループに分ける
10月				
	四施設合同運動会			
	ひたちなか市運動会			
	お楽しみ食事会			
11月				
	秋まつり	参加：利用者、父兄、職員		
	お楽しみ食事会			
12月				
	さよならパーティ	参加：利用者、父兄、職員		
	クリスマス会 (施設内)			

1月		非公表	
	お正月食事		
2月			
	節分		
	お楽しみ食事会		
3月			
	ひな祭り食事		ひな人形はのびのび班にて 設置及び片付けを行う。
	レストランアラカルト		1年の反省を含め、仲間と一緒に 楽しい食事をしましょう。

- 5月、6月、7月、8月（夏のいこい）、10月にバーベキューを行う
担当：厨房職員全員、和田